二　附則第五条第三項において準用する第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
三　附則第五条第三項において準用する第二十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
四　附則第五条第三項において準用する第二十一条の許可を受けないで登録事務の全部を廃止したとき。

附則第二十二条中「附則第十六条」を「附則第二十三条」に改め、同条を附則第三十条とする。

附則第二十一条の前の見出し及び同条を削る。

附則第二十条第二項中「附則第二十七条第一項」を「附則第二十七条第一項」に、「附則第二十条第二項」を「附則第二十七条第二項」に改め、同条を附則第二十七条とし、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

（罰則）

第二十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　附則第五条第三項において準用する第十六条第一項の規定に違反した者
二　附則第八条において準用する第四十六条の規定に違反した者
三　附則第十二条第二項の規定に違反した者

2　前項第二号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第二十九条　附則第五条第三項において準用する第二十二条第二項の規定による登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

附則第十九条中「附則第六条」を「附則第十三条」に改め、同条を附則第二十六条とする。

附則第十八条を附則第二十五条とする。

附則第十七条第二号中「附則第十一条」を「附則第十八条」に改め、同条第三号中「附則第十三条」を「附則第二十条」に改め、同条を附則第二十四条とする。

附則第十六条第一号中「附則第七条各号」を「附則第十四条各号」に改め、同条第二号中「附則第十一条から第十三条まで」を「附則第十八条から第二十条まで」に改め、同条第四号中「附則第十八条」を「附則第二十五条」に改め、同条を附則第二十三条とする。

附則第十五条中「附則第十条」を「附則第十七条」に改め、同条を附則第二十二条とする。

附則第十四条中「附則第八条第一項各号」を「附則第十五条第一項各号」に改め、同条を附則第二十一条とする。

附則第十三条を附則第二十条とし、附則第十二条を附則第十九条とする。

附則第十一条中「附則第八条第二項各号」を「附則第十五条第二項各号」に改め、同条を附則第十八条とする。

附則第十条中「附則第八条第一項各号」を「附則第十五条第一項各号」に改め、同条を附則第十七条とする。

附則第九条を附則第十六条とする。

附則第八条第一項中「附則第六条」を「附則第十三条」に改め、同条を附則第十五条とする。

附則第七条第三号中「附則第十六条」を「附則第二十三条」に改め、同条を附則第十四条とする。

附則第六条を附則第十三条とする。

附則第五条第二項中「附則第九条まで並びに附則第十六条、第十七条及び第十九条」を「附則第十六条まで並びに附則第二十三条、第二十四条及び第二十六条」に改め、同条を附則第十二条とする。

附則第四条を附則第十一条とし、附則第三条を附則第十条とする。

第三条のうち、社会福祉士及び介護福祉士法附則第二条を附則第十五条とし、附則第一条の次に十三条を加える改正規定中「附則第十五条」を「附則第九条」に、「次の十三条」を「次の七条」に改め、同改正規定のうち附則第二条に係る部分中「介護等」の下に「（喀痰吸引等を除く。）」を加え、同改正規定のうち附則第九条から第十四条までに係る部分を削る。

附則第一条中「平成二十四年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

（福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律の一部改正）

第七条　福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次
第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　基本方針等（第三条―第六条）
第三章　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務（第七条）
第四章　地方公共団体の講ずる措置等（第八条―第十条）
附則

第三章を削る。

第四章中第二十条を第七条とし、第二十一条を削り、同章を第三章とする。

第五章中第二十二条を第八条とし、第二十三条を第九条とし、第二十四条を第十条とし、同章を第四章とする。

第六章を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。）に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定　公布の日

二　第一条（介護保険法第十三条第一項第二号の改正規定に限る。）の規定並びに附則第三条、第二十七条（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第百十六条の二第一項第六号の改正規定（「同条第二十二項」を「同法第八条第二十四項」に改める部分を除く。）に限る。）、第二十八条、第三十四条（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十五条第一項第五号の改正規定（「同条第二十二項」を「同法第八条第二十四項」に改める部分を除く。）に限る。）及び第三十五条の規定　この法律の施行の日又は高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二号）の施行の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（介護保険法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第十三条第一項第二号に掲げる特定施設（第一条の規定による改正後の介護保険法（以下「新介護保険法」という。）第十三条第一項第二号に掲げる特定施設に該当するものを除く。）に入居している旧介護保険法第十三条第一項に規定する住所地特例対象被保険者については、なお従前の例による。